

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525, 06-6967-0981）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事故時の応急の措置命令
概要	特定事業場から、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。この応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	下水道法第12条の9 第2項
処分基準	特定事業場から、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。この応急の措置を講じていないと認めるとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	